

郡監第 19 号
平成30年11月20日

郡上市長 日 置 敏 明 様

郡上市監査委員
大 坪 博 之

平成30年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成30年10月25日に実施した平成30年度行政監査の結果について、別記のとおり報告します。

平成30年度行政監査の結果

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の対象

（監査対象部局）

議会事務局

（監査の対象範囲）

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの政務活動に関する事項

3 監査の着眼点

政務活動費については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づいて、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年3月22日条例第6号。以下「条例」という。）及び郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成28年3月22日議会規則第1号。以下「規則」という。）が制定され、これらにより議員に交付されている。

本監査においては、政務活動費の交付に関する事務手続きが条例及び規則、郡上市議会政務活動費運用指針（以下「指針」という。）に基づいて適正に行われているか、また、政務活動費の支出が条例に定める使途基準及び指針に沿った公正かつ適正なものとなっているかを主眼に検証した。

4 監査委員の除斥

本件については、法第199条の2の規定により、田中康久監査委員を除斥した。

5 監査の実施内容

（1）書類の監査

（2）資料に基づく説明の聴取

6 監査の実施場所及び日程

監査実施場所 郡上市役所 4階 委員会室

監査実施日程 平成30年10月25日（木）

7 監査の結果及び意見

平成29年度における行政監査を平成30年10月25日に実施した。

監査の対象として政務活動費について、その現況を把握するとともに、交付手続き及び支出が公正かつ適正に執行されているかについて、調査及び検証を行った結果、監査を実施した範囲においては、おおむね適正と認められた。

しかしながら、次の事項については、今後改善する必要があるものと認められた。

以下、監査結果について、意見を記述する。

(1) 領収書について

専門紙の購読において、領収書ではなく購読証明書が添付されている場合があったが、指針のとおり領収書を添付されたい。

(2) ガソリン代について

車のメーターから距離を計算されている場合があったが、後日においても確認できるよう指針に沿い、出発地から到着地までの行程距離をインターネットで検索し参考資料として添付されたい。

(3) 活動報告書について

グループで同じ研修に参加された場合において、同じ内容の支出であるにもかかわらず支出項目名に相違があったので、項目を統一されたい。